

こども政策調査特別委員会の設置について

- 1 本議会に委員 11 人以内をもって構成するこども政策調査特別委員会を設置する。
- 2 議会は、こども政策調査特別委員会に対し、次の事件を付託する。
  - (1) こども政策に関する調査
  - (2) 教育政策に関する調査
- 3 こども政策調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会在本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。